

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成26年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 9,475千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 607,450千円

(単位:千円)

事業区分名		平成26年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	303,111	33,896	269,215	157,522	100	1,000	110,593	1,725
	老人費	259,959	29	259,930	14,714	200	11,774	233,242	3,638
	児童措置費	285,150	59,832	225,318	112,369	4,500	22,178	86,271	1,346
保健衛生	保健衛生費	228,475	29,406	199,069	20,539	0	1,186	177,344	2,766
合計		1,076,695	123,163	953,532	305,144	4,800	36,138	607,450	9,475

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分